

## 日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会設置要綱

令和5年5月26日制定

## (設置)

第1条 日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画（以下「推進計画」という。）を教育委員会が策定するに当たり、今後の学校施設の整備のあり方等について、学識経験者や学校施設を利用する関係団体、市民等と教育的な見地から意見交換し、助言を求めるため、日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、各分野を代表した検討委員が述べる意見等を集約することとする。

- (1) 新しい学校づくり・社会教育施設づくりの推進に関すること。
- (2) 地域の公共施設としての学校施設に求められる機能に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が新しい学校づくり・社会教育施設づくりの推進と検討を行うために、必要と認めること。

## (組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者につき、教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、第7条第1項に規定する推進計画についての報告がなされた日までとする。ただし、任期中に委員が交代する時は、後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者である委員の中から1人を定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、教育委員会の求めに応じて、委員長が招集する。

2 委員長は、検討委員会において会議の座長となる。

3 委員長は、検討委員会の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴取し、資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 検討委員会は、会議で述べられた意見等を取りまとめ、教育委員会に報告する。

2 検討委員会は、検討の途中経過についても必要に応じて教育委員会に報告する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第9条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(会議の公開等)

第10条 検討委員会の会議は、公開とする。会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

(会議録等)

第11条 検討委員会は、会議に際し、会議録又は要点録を作成する。

2 前項の会議録又は要点録は、その結果を公開する。

(庶務)

第12条 検討委員会の庶務は、教育部庶務課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項は委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	3人以内
学校施設、社会教育施設を利用する関係団体の代表者又は個人	8人以内

市民（公募による）	2人以内
行政部門	3人以内
上記のほか、検討委員会が必要と定める者	